

# 規則

興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第五十四号

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和五十九年埼玉県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

- 第一条第三号中「寄附行為」の下に「の写し」を加え、同条第四号を削る。
  - 第五条中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同条を第六条とする。
  - 第四条中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条を第五条とする。
  - 第三条中「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同条を第四条とする。
- 第二条の次に次の一条を加える。

（譲渡による興行場営業を営む者の地位の承継の届出）

第三条 法第二条の二第二項の規定により譲渡による興行場営業を営む者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三号による届出書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長に提出しなければならない。

- 一 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 二 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

様式第一号中	
10 申請理由の別	新規 ・ 営業譲渡
11 (営業譲渡の場合) 3～6について既存の営業からの変更の有無	変更あり ・ 変更なし

を削り、同様式の添付書類3中「寄附行為」の次に「の写し」を加え、

同様式の添付書類4を削り、同様式の注を次のように改める。

注 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

- 様式第五号中「第5条」を「第6条」に改め、同様式を様式第六号とする。
  - 様式第四号中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を様式第五号とする。
  - 様式第三号中「第3条」を「第4条」に改め、同様式を様式第四号とする。
- 様式第二号の次に次の様式を加える。

様式第3号（第3条関係）

興行場営業承継届（事業譲渡）				
年 月 日				
(宛先)				
埼玉県 保健所長				
住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者の氏名				
次のとおり興行場営業を営む者の地位を承継したので、届け出ます。				
1 譲渡人の氏名又は名称及び代表者氏名				
2 譲渡人の住所又は主たる事務所の所在地				
3 譲渡の年月日	年 月 日			
4 興行場の名称及び所在地	名 称		所在地	

- 添付書類 1 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類  
2 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

## 附 則

- 1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の興行場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。